参考資料 6

今後の食品リサイクル制度のあり方について(案) 概要

「今後の食品リサイクル制度のあり方について(案)」の概要



- ○「規制改革実施計画」(R5.6.16閣議決定)及び「地方からの提案等に関する対応方針」(R4.12.20閣議決定) における食品リサイクル法関連項目について、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、今般、報告書「今後の食品リサイクル制度のあり方について」として取りまとめ(現在、報告書案に対するパブコメ意見を整理中)。
- ○本報告書を受け、今後、食品リサイクル法基本方針の改定について中央環境審議会に諮問し、合同会合での 議論等を行ったのち、循環型社会部会において基本方針改定案をご審議いただく予定。

※食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合

検討項目(論点)

■ 基本方針における ■ エネルギー利用の推進等の位置付け

- ✓ エネルギー利用の推進
- ✓ 焼却・埋立の削減目標
- ✓ 食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物 の削減の重要性
- の基本方針への位置付けについて検討

2 食品関連事業者以外の者への 収集運搬の特例制度の適用

食品関連事業者以外の者(学校給食、社員食堂、物流・倉庫業、老人ホーム等福祉施設)から発生する食品循環資源の収集運搬に係る特例制度の適用等について検討

登録再生利用事業者制度における実績要件

過去1年間に肥飼料等の製造・販売実績がない者も同制度の登録(収集運搬の特例制度の 適用)を受けられるよう見直しを検討

具体的対応 (方向性)

基本方針に反映予定

- ✓ 再生利用等の優先順位※を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調。
 - ※①飼料化、②肥料化、③きのこ類栽培への活用、④左記以外の再生利用(メタン化等)
- ✓ 再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「焼却・埋立の削減目標」を参考値として設定。
- ✓ 食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要があり、持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取組が重要である旨をさらに強調。
- ✓ 学校給食·社員食堂等の実態把握によれば、**食事の提供を食品リサイクル法上の食** 品関連事業者に委託する場合等が大半。
- ✓ これらの食事の提供の委託を受けている食品関連事業者は、収集運搬の特例を活 用可能。このため、学校給食・社員食堂等を食品リサイクル法上の食品関連事業者 として取り組むべき措置等の履行を求めてまで特例制度の対象とはしない。
- ✓ 再生利用事業としての適正性・継続性を確保できるかを確認し、野積み等の不適 正処理を防止する観点から、**実績要件は引き続き必要**。
- ✓ 一方で、過去1年間の特定肥飼料等の製造・販売実績を実質的に担保することを 前提に、登録の前倒しを可能にする。



(参考) 今後の予定



時 期	事 項
令和5年12月11日	中央環境審議会循環型社会部会 ・今後の食品リサイクル制度のあり方について(報告書)案
	報告書取りまとめ
	中央環境審議会への諮問(基本方針の改定について)
令和5年12月19日	中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会※ ・基本方針改定案について
	基本方針改定案に対するパブリックコメント
令和6年1月以降	中央環境審議会循環型社会部会 ・基本方針改定案について
	中央環境審議会による答申
	基本方針改定(告示)

[※] 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合

(参考) 「規制改革実施計画」及び「地方からの提案等に関する対応方針」の概要



- 「**規制改革実施計画**」(令和5年6月16日閣議決定)において、エネルギー利用の推進に向けた食品リサイクル法基本方針の一部改正に関する検討を行うこととされた。
- 「**地方からの提案等に関する対応方針**」(令和4年12月20日閣議決定)において、市区町村の事務 負担の軽減等の観点から、食品関連事業者の対象範囲拡大に関する地方公共団体からの提案について 検討を行うこととされた。

○ 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

- Ⅱ 実施事項
- 5. 個別分野の取組 〈グリーン分野〉
- (6)その他

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促 進に向けた、食品リ サイクル基本方針の 一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年措置

〇 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)(抜粋)

- 5 義務付け・枠付けの見直し等
- (11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)

食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、**市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため**、**食品関連事業者の対象範囲を拡大すること**について、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。